

## 災害救助法適用地域（2026年2月2日現在）

別紙

### 【青森県】

法の適用日：1月29日 猶予期日：3月末日

青森市（あおもりし）  
弘前市（ひろさきし）  
黒石市（くろいしし）  
五所川原市（ごしょがわらし）  
むつ市（むつし）  
つがる市（つがるし）  
平川市（ひらかわし）  
東津軽郡今別町（ひがしつがるぐんいまべつまち）  
東津軽郡蓬田村（ひがしつがるぐんよもぎたむら）  
東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち）  
西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち）  
北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）  
北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）  
上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち）

### 【青森県】

法の適用日：1月30日 猶予期日：3月末日

西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）

### 【青森県】

法の適用日：2月 2日 猶予期日：3月末日

中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら）  
南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち）  
南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち）  
南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら）  
北津軽郡中泊町（きたつがるぐんなかどまりまち）  
上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら）

### 【新潟県】

法の適用日：2月 2日 猶予期日：3月末日

小千谷市（おぢやし）  
魚沼市（うおぬまし）